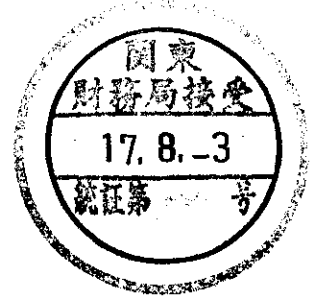


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

## 【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 16
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店 日本における代表者 桂木明夫
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー 31階
【報告義務発生日】	平成17年 8 月 1 日
【提出日】	平成17年 8 月 3 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	3
【提出形態】	連名



## 第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	軽貨急配株式会社
会社コード	9374
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	大阪府門真市垣内町12-32

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレーテッド (リーマン・ブラザーズ証券会社)
住所又は本店所在地	トウキョウトミナトクロッポンギ6チョウメ10バン1ゴウロップンギヒルズモリ タワー 東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー 31階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和61年3月6日
代表者氏名	桂木明夫
代表者役職	日本における代表者 在日代表
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	証券業務部 コーポレートアクション課 村岸
電話番号	03 (6440) 3783

#### (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	400,000		
新株引受権証券 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 400,000	N	O
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 400,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年 8月 1日現在、優先株含む)	S 18,071,384
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	2.21
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	2.21

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年6月 28日	普通株	400,000	処分	貸借
2005年 7月1日	普通株	400,000	取得	貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

消費貸借取引	8/1/2005	現在	相手先	西原克敏	400,000株	借株、リーマン ブラザーズ インターナショナルヨーロッパ	400,000株貸付
--------	----------	----	-----	------	----------	------------------------------	------------

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地
	該当なし		

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY
住所又は本店所在地	ホンコン 8 ファイナンス ストリート セントラル トゥー インターナショナル ファイナンスセンター 26/F, Two International Finance Centre 8 Finance Street Central, Hong Kong
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 7年 8月 1日
代表者氏名	チョン ミン ジョセフ Cheung Ming Joseph
代表者役職	
事業内容	一般事業法人

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	証券業務部 コーポレートアクション課 村岸
電話番号	03 (6440) 3783

(2)【保有目的】

純投資
-----

## (2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	2,545,500		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 2,545,500	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 2,545,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年 8月 1日現在、優先株含む)	S 18,071,384
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	14.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	16.30

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年6月 2日	普通株	428, 148	取得	優先株転換行使 675円
2005年6月 2日	普通株	129, 248	処分	
2004年6月 3日	普通株	336, 296	取得	優先株転換行使 675円
2005年6月 3日	普通株	128, 096	処分	
2005年6月 6日	普通株	2, 000	処分	835円
2005年6月 6日	普通株	105, 600	処分	
2005年6月 7日	普通株	68, 100	処分	
2005年6月 8日	普通株	47, 800	処分	
2005年6月 9日	普通株	6, 000	処分	貸借
2005年6月 9日	普通株	23, 700	処分	
2005年6月 10日	普通株	42, 700	処分	
2005年6月 13日	普通株	61, 100	処分	
2005年6月 14日	普通株	32, 400	処分	
2005年6月 15日	普通株	56, 300	処分	
2005年6月 16日	普通株	32, 900	処分	
2005年6月 17日	普通株	45, 000	処分	
2005年6月 20日	普通株	62, 500	処分	
2005年6月 21日	普通株	68, 400	処分	
2005年6月 22日	普通株	4, 216	処分	
2004年6月 22日	普通株	554, 016	取得	優先株転換行使 722円
2005年6月 23日	普通株	121, 600	処分	
2005年6月 28日	普通株	400, 000	処分	貸借
2005年6月 28日	普通株	26, 400	処分	貸借
2005年7月 1日	普通株	400, 000	取得	貸借
2005年7月 1日	普通株	5, 144, 032	取得	優先株転換行使 145. 8円
2005年7月 1日	普通株	259, 632	処分	
2005年7月 4日	普通株	193, 700	処分	
2005年7月 5日	普通株	254, 500	処分	

2005年7月 6日	普通株	182,500	処分	
2005年7月 7日	普通株	141,900	処分	
2005年7月 8日	普通株	151,000	処分	
2005年7月 11日	普通株	142,100	処分	
2005年7月 12日	普通株	102,700	処分	
2005年7月 13日	普通株	122,400	処分	
2005年7月 14日	普通株	228,200	処分	
2005年7月 15日	普通株	138,200	処分	
2005年7月 19日	普通株	57,900	処分	
2005年7月 20日	普通株	62,700	処分	
2005年7月 21日	普通株	14,100	処分	
2005年7月 22日	普通株	108,000	処分	
2005年7月 25日	普通株	55,900	処分	
2005年7月 26日	普通株	110,000	処分	
2005年7月 27日	普通株	95,200	処分	
2005年7月 28日	普通株	100,000	処分	
2005年7月 29日	普通株	77,900	処分	
2005年8月 1日	普通株	400,000	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

消費貸借取引	8/1/2005	現在	相手先	現在	相手先	リーマン ブラザーズ インターナショナルヨーロッパ	400,000株	借株	2,918,200株	貸株
--------	----------	----	-----	----	-----	---------------------------	----------	----	------------	----



(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	321,825
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	321,825

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地
	該当なし		

【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ) LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL EUROPE
住所又は本店所在地	25 バンク ストリート ロンドン E14 5LE イギリス 25 BANK STREET LONDON E14 5LE U. K.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1990年9月10日
代表者氏名	イアン ジェームソン Ian Jameson
代表者役職	マネージング ディレクター
事業内容	証券会社

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	証券業務部 コーポレートアクション課 村岸
電話番号	03 (6440) 3783

(2) 【保有目的】

純投資
-----

## (2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (17)

## ① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	3, 318, 200		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 3, 318, 200	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 3, 318, 200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年 8月 1日現在、優先株含む)	S 18, 071, 384
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	18.36
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	19.42

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年6月 9日	普通株	6,000	処分	貸借
2005年6月 28日	普通株	26,400	処分	貸借
2005年7月 1日	普通株	400,000	取得	貸借
2005年7月 7日	普通株	954,675	取得	貸借
2005年7月 12日	普通株	3,412,300	取得	貸借
2005年7月 12日	普通株	6,175	処分	貸借
2005年7月 13日	普通株	151,000	処分	貸借
2005年7月 15日	普通株	93,800	処分	貸借
2005年7月 19日	普通株	122,400	処分	貸借
2005年7月 20日	普通株	228,200	処分	貸借
2005年7月 21日	普通株	138,200	処分	貸借
2005年7月 22日	普通株	115,800	処分	貸借
2005年7月 25日	普通株	9,600	処分	貸借
2005年7月 26日	普通株	18,600	処分	貸借
2005年7月 27日	普通株	98,700	処分	貸借
2005年7月 28日	普通株	55,900	処分	貸借
2005年7月 29日	普通株	220,000	処分	貸借
2005年8月 1日	普通株	190,400	処分	貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

消費貸借取引 8/1/005 現在 リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレーテッド(リーマン・ブラザーズ証券会社) 400,000株 借株, リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー 400,000株 貸付, 2,918,200 株借株

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	-
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	-

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地
	該当なし		

第3 【共同保有者に関する事項】 (14)

該当なし

#### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

##### 1【提出者及び共同保有者】(18)

① リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレーテッド (リーマン・ブラザーズ証券会社)
② リーマン ブラザーズ アジア キャピタル カンパニー LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY
③ リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ) LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL EUROPE

##### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

###### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	6,263,700		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 6,263,700	N	O
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 6,263,700		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

###### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年8月1日現在、優先株含む)	S 18,071,384
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	34.66
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	37.93

# LEHMAN BROTHERS

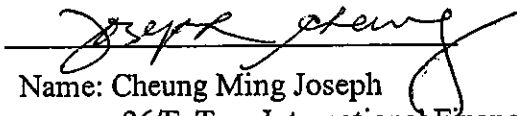
## POWER OF ATTORNEY

We, THE UNDERSIGNED, hereby appoint the under-mentioned LEHMAN BROTHERS JAPAN INC. as our proxy in Japan in respect of making, filing and sending copies of reports required under the Chapter II -3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

Dated 22 June 2005

NAME: LEHMAN BROTHERS ASIA CAPITAL COMPANY

Signature:  
(Representative)

  
Name: Cheung Ming Joseph  
26/F, Two International Finance Centre  
8 Finance Street, Central, Hong Kong

Proxy Name: LEHMAN BROTHERS JAPAN INC.

Representative: Akio Katsuragi  
ROPPONGI HILLS MORI TOWER, 31ST FLOOR  
10-1, ROPPONGI, 6-CHOME  
MINATO-KU, TOKYO 106-6131  
Japan

## 委 任 状

住 所 ホンコン, セントラル, 8 ファイナンス ストリート, トゥー インターナショナル  
ファイナンスセンター 26/F  
名 称 リーマン ブラザーズ コマーシャル コーポレーション アジア リミテッド

私は、下記のリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレテッド（リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店）を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

2005年6月22日

### 記

1. 代理人の住所 東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー31階
2. 代理人の氏名 リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレテッド  
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)  
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

リーマン ブラザーズ コマーシャル コーポレーション アジア リミテッドから英文で委任されました上記の権限に基づきリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレテッド(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)は日本国における証券取引法第二章三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付を行っています。

以上

リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インコーポレテッド  
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)  
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫



# LEHMAN BROTHERS

## POWER OF ATTORNEY

We, THE UNDERSIGNED, hereby appoint the under-mentioned LEHMAN BROTHERS JAPAN INC. as our proxy in Japan in respect of making, filing and sending copies of reports required under the Chapter II -3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

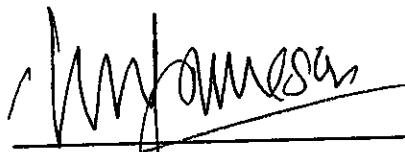
Dated

NAME: LEHMAN BROTHERS INTERNATIONAL (EUROPE)

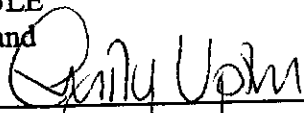
In Witness Whereof this Power of Attorney has been duly executed and delivered as a deed on 21<sup>st</sup> June 2005.

The Common Seal of Lehman  
Brothers International (Europe) was  
hereunto affixed in the presence of )  
)  
)

Signature:  
(Director)

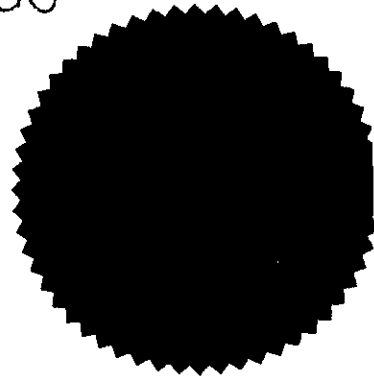
  
Name: IVAN JAMESCU  
25 Bank Street London  
E14 5LE  
England

Signature:  
(Company Secretary)

  
Name: EMILY UPTON  
25 Bank Street London  
E14 5LE  
England

Proxy Name: LEHMAN BROTHERS JAPAN INC.

Representative: Akio Katsuragi  
ROPPONGI HILLS MORI TOWER, 31ST FLOOR  
10-1, ROPPONGI, 6-CHOME  
MINATO-KU, TOKYO 106-6131  
Japan



## 委 任 状

住 所 英国 25 バンクストリート ロンドン E14 5LE  
名 称 リーマン ブラザーズ インターナショナル (ヨーロッパ)

私は、下記のリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク (リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店) を代理人と定め、日本国における証券取引法第二章の三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

2005年6月21日

### 記

1. 代理人の住所 東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー31階
2. 代理人の氏名 リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク  
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)  
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫

以上

リーマンブラザーズインターナショナル(ヨーロッパ) から英文で委任されました上記の権限に基づきリーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク (リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店) は日本国における証券取引法第二章三「株式等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付を行って

います。

以上

リーマン・ブラザーズ・ジャパン・インク  
(リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店)  
社長兼東京支店長 桂 木 明 夫